

第133回人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 令和4年12月5日（月）14時00分～16時10分

2 場 所 W e b 会議

3 出席者

【委 員】

津谷 典子（部会長）、佐藤 香

【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司、清水 千弘

【審議協力者（各府省等）】

日本銀行、東京都、神奈川県

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部国勢統計課：小松課長、齊藤調査官ほか

【事務局（総務省）】

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官ほか

4 議 題 住宅・土地統計調査の変更について

5 議事録

○津谷部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第133回人口・社会統計部会を開催いたします。

皆様におかれましては、お忙しい中、御参加いただき、ありがとうございます。

人口・社会統計部会は書面による審議を除けば、1年ぶりの開催となります。

本日は、私以外の構成員の皆様には、ウェブで御参加いただいております。ネットワークの状況など、細心の注意を払いつつ議事を進めさせていただきますが、途中、声が聞きづらい、声が拾えなくなるなど不具合がありましたら、遠慮なくお知らせいただきたいと思います。

さて、本日は、11月30日に開催された第185回統計委員会において諮問された、総務省統計局が実施する住宅・土地統計調査の変更について審議を行います。

今回の審議に当たっての部会の構成につきましては、参考1として構成員の名簿をお配りしております。この審議において、不動産・土地政策について幅広く深い専門的な知見をお持ちである清水千弘先生に、臨時委員として御参加いただくこととなりました。清水臨時委員におかれましては、本部会については初めての御参加となりますので、審議に先立ち、一言御挨拶をお願いしたいと思います。

清水臨時委員、お願いいたします。

○清水臨時委員 一橋大学の清水千弘でございます。住宅問題、特に空き家などを中心に研究しております。いろいろと御指導いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○津谷部会長 ありがとうございます。清水臨時委員におかれましては、審議へのお力添え、何とぞよろしくお願いいたします。

では、審議に先立ちまして、私から4点ほど申し上げたいと思います。

まず1点目は、事務的なことです。最近の委員会の例にならない、この部会でも、事務局による議事次第と配布資料の確認については、省略させていただきたいと思います。

2点目は、審議の進め方についてです。審議はこれまでと同様、資料2の審査メモに沿って、まず事務局から審査状況と論点を御説明いただいた後、資料3に基づき、調査実施者から論点に対する回答をしていただき、その上で質疑応答を行うという形で進めさせていただきたいと思います。審議の過程で、説明されている資料や、質疑応答の際の議論になっている資料について、随時、事務局から画面にて表示をお願いしております。

3点目は、参考2でお示ししている審議スケジュールについてです。今回の諮問につきましては、本日を含め、計2回の部会審議を予定しております。この2回の部会で一通りの審議を終え、答申案のおおよその内容について構成員の皆様から御了解が得られましたら、最終的な答申案は書面決議により決定するなど、効率的に審議を進めさせていただきたいと思います。ただ、2回の部会で審議が終わらない場合もございますので、大変恐縮ですが、予備日である来年1月13日についても現時点では開催させていただく可能性があることを、お含みおきいただければと思います。なお、答申案につきましては、来年1月下旬に開催が予定されております統計委員会において、御報告したいと考えております。

最後に、4点目でございます。本日の審議は16時までを予定しておりますが、審議の状況によっては、予定時間を若干過ぎる可能性もあるかと思っております。そのような場合、御予定のある方は御退席いただいて結構でございます。

以上、よろしくようお願いいたします。

なお、本日は、加藤臨時委員が御欠席です。加藤臨時委員からは、本日の審議事項についてあらかじめ御意見を頂いておりますので、審議の中で事務局から御紹介していただければと思います。

それでは、審議に入らせていただきます。

まず、資料1-1の諮問の概要については、既に統計委員会の場で説明していただいておりますので、時間を節約するためにも、この場での改めての説明は割愛させていただきます。ただ、11月30日の統計委員会において諮問された際に、委員から御発言がありましたので、これについて事務局から御紹介をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、私から説明いたします。席上配布資料と記しました、「諮問の際に示された御意見」を御覧ください。11月30日に開催されました統計委員会におきまして、参加された委員からの御発言について紹介します。

最初に、川崎委員から、今回の諮問の中でというわけではなく、今回諮問された令和5

年調査の結果が出てから検討をお願いしたいこととして、発言がありました。具体的には、「本調査の調査票乙のうち、自宅以外の住宅・土地を把握する部分については、それらを数多く所有している世帯にとっては非常に報告負担が大きい。かつての「住宅統計調査」が「住宅・土地統計調査」に変更され、土地の情報についても把握するようになって約20年が経過していることもあり、データの蓄積状況や利活用状況を踏まえ、将来的には、支障のない範囲で調査事項の軽減を検討して行ってほしい」とのことでした。

また、利活用の観点から、菅委員から、「本調査の結果は国民経済計算における帰属家賃等の推計にも使われており、国民経済計算の精度とも関わるということで、調査事項の変更の検討に当たっては、そのような視点も慎重に考慮してほしい」との発言がありました。

加えて、白塚委員からは、「消費者物価指数でも使われているということで、本統計をうまく活用して、様々な統計の精度の向上につなげて行ってほしい」と発言がありました。

これら発言を受け、総務省統計局から、利活用ニーズと報告者の負担のバランスを考慮しながら調査事項を検討することは重要と考えていること、また、調査票乙は報告者にとって負担が大きいところであり、調査結果の利用者と十分相談しながら、今回の調査結果の利活用状況を踏まえつつ、引き続き負担軽減を検討してまいりたいとの回答がありました。

委員からの発言は以上でして、これら発言に対しまして椿委員長から、今回の審議で御検討いただく事項というよりは、本調査における今後の課題として御検討いただきたい事項として理解したとの御発言を頂いております。

統計委員会での御発言は以上でございます。

なお、一言付言いたしますと、川崎委員は、明示的に調査票乙についての御発言でしたが、これに連続して御発言された菅委員、白塚委員については、恐らく調査票甲のことをおっしゃっていたのかとも思われますので、申し添えます。

次に、本日欠席の加藤臨時委員から、本日の審議事項全般について、次のようなコメントを頂いております。「今回の変更は、高齢化の進展や調査員の負担軽減等、調査環境の変化から適切なものと思います。とりわけ高齢化の進展から高齢者の居住環境が大きく変わりつつあり、空き家の増加、高齢者住宅の状況の把握などがこれまで以上に重要になることから、重要な変更であると思います」とのコメントでした。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございました。ただ今、御紹介いただいた委員各位からの御意見につきましては、それぞれの審議部分において、適切な時点で留意させていただいて、審議を進めたいと思います。ありがとうございました。

それでは、個別の審議に入りたいと思います。

まず、審査メモの1ページの(1)標本設計の見直し等について、審議いたします。

なお、進め方につきまして、ここで若干コメントいたしたいと思います。資料2の審査メモの1ページの標本設計の見直し等は、大きく言って三つのポイントがございます。これら三つのポイントはそれぞれ黒丸数字の①、②、③として示されておりますが、まず①といたしまして、標本調査区数の算定方法の見直しによる報告者数の削減、②といたしま

して、人口1万5,000人未満の町村について、結果表章するための標本配分の見直しを行わないということ、そして、③として、標本調査区の選定過程で用いる層別基準の見直しについてとなっております。

このうち、①と②につきましては、調査準備の一環として、準備に時間がかかるため、令和3年中に標本調査区数を確定する必要があったことから、今回の諮問に先立って、昨年5月の統計委員会において、調査実施者である統計局から御説明いただき、その際、委員会から、適切な対応であるという評価を頂いております。ですので、今回の諮問の中で正式な審議事項としてはおりますけれども、この①と②につきましては、確認という趣旨でまとめて御議論をお願いし、その後、③について審議をしていただきたいと思います。

それでは、初めに、事務局から①と②について御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 資料2「審査メモ」の2ページを御覧ください。

まず、黒丸数字①といたしまして、標本調査区数の算定方法の見直し、報告者数の削減が予定されています。本調査は、調査対象である住戸の選定について、枠で囲った部分ですが、国勢調査の調査区がまずあって、その中から一次抽出として、標本調査区数を算定、そして、標本調査区の選定を行い、最後に二次抽出といたしまして住戸を無作為抽出するといった流れで、調査対象の選定が行われています。具体的には、表1の中央の前回調査の部分ですが、標本調査区数の算定として、国勢調査の調査区数に一定の抽出率を乗じて、標本調査区数を算定しておりました。

この方法により、3ページの表2を見ていただきたいのですが、前々回調査と前回調査の比較で、国勢調査の調査区数が約101万から約104万に増えることで、標本調査区数も機械的に、約20万5,000調査区から約21万8,000調査区に増加、結果的に報告者数も約350万から約370万に増加していました。

このため、表1に戻りますけれども、今回の調査では標本設計を見直すこととし、あらかじめ目標精度を定め、その達成に必要な標本調査区数をまず算定した上で、地方事務の平準化や全国・都道府県別の精度維持の観点による補正を加えて算出する方法に変更することで、報告者数の削減を図ることとしています。これについては、3ページのオの部分ですけれども、特に異議をとどめるものではございませんが、詳細について、改めて統計局から説明をしてもらいたいと思います。

次に、審査メモの4ページを御覧ください。黒丸数字②といたしまして、本調査では、町村については、人口1万5,000人以上の町村まで結果表章を行っておりますが、前回の答申において、人口1万5,000人未満の町村について結果表章するための標本配分の見直しの検討が指摘されております。イの枠囲みの部分が、統計局で検討した結果となりますが、1点目として、人口1万5,000人未満の町村について結果表章をするためには、従来と比較し約3倍の標本調査区数が必要になると試算され、サンプルサイズの抑制に逆行すること、また2点目として、調査員の確保、事務負担増になることについて、町村にアンケートをされたところ、95%の町村において、それを希望していないとの結果が出たということでした。そのため、標本配分の見直しを行わないとされました。

これについて、ウの部分ですが、昨年の統計委員会において、事務負担及びニーズの両方の観点から適当と評価されたところであり、審査メモにおいても新たな論点は「特になし」としております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、論点に対する回答について、調査実施者である統計局から御説明をお願いいたします。

○井岡総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 それでは、資料3「審査メモで示された論点に対する回答」に基づきまして、調査実施者から説明をさせていただきます。私、担当の課長補佐の井岡と申します。どうぞよろしく申し上げます。

では、早速でございますけれども、審査メモの回答の1ページを御覧いただければと思います。

まずは、標本設計の考え方ということで、今回の標本設計の考え方でございますけれども、この調査では、標準誤差率を市区で5%以下、結果表章します最小単位でございます人口1万5,000人以上の町村で10%以下としてございます。今回の標本設計の見直しに当たりましては、この精度を維持するという大前提にいたしまして、その上で標本調査区数の削減を図るということで、今まで検討を進めてまいりました。

まずは、従来標本設計についてということで、図を御覧いただければと思います。この調査の標本抽出自体は、層化2段抽出方法を用いてございまして、第一次抽出単位につきましては、国勢調査の調査区でございます。第二次抽出単位につきましては、調査区内に存在する住戸ということで、17住戸を抽出するという行っておりまして、この点につきましては今回も変更はございません。

その上で、今回解決すべき課題ということで、下線のところでございますけれども、国勢調査の世帯数の増加に連動しまして、この調査の報告者数も機械的に増加するというような設計を今までしてございました。例といたしまして、従前ですと、人口5万人以上10万人未満の地区ですと抽出率が3分の1、5万人未満になるともう少し多く取って2分の1というように、あらかじめ人口規模に応じて調査の標本調査区数の抽出率が決まっているというところでございまして、その結果、国勢調査の調査区数が増えますと、機械的に私どもの調査の標本調査区数も決まるというような設計になってございました。これが従来の設計でございます。

2ページです。見直し後のところでございます。見直し後の標本調査区数の決定方法というところに①、②で記載してございますとおり、今回につきましては、この階級、人口規模別に把握をするということではなくて、それぞれの市区町村、個々の市区町村について、必要な標本調査区数を算出いたしまして、最終的に標本調査区数の削減も実現することにしてございます。

具体のところ、①に記載してございますけれども、まずは人口規模別の階級から、市区町村単位での目標精度達成に必要な標本調査区数を出していくということで、1,800市区町村の全体について、まずは必要な数を算出していくというのが①でございます。②で

ざいますけれども、その市区町村別に出た結果を全て足し上げていきまして、全国合計で幾ら必要かというところを算出します。これを世帯数比例的にまた各市町村に戻しまして、それで、自治体の事務負担の平準化を図るとというのが②でございます。

ここには記載していない細かいところですが、①、②だけではなくて、これを都道府県別の集計結果や、全国の集計結果の表章に耐えられるようなレベルまで、要はクロスが増えたりしますので、市区町村の単体で見てもなかなか精度が保てないところがございますので、それが都道府県別結果でも大丈夫か、全国結果でも大丈夫かというところを微調整してまいりまして、その結果、最終的な標本調査区数がここに記載のとおり19万9,000調査区となりまして、報告者数ベースですと、前回約370万住戸であったところが、今回340万住戸になったというところで、全体で8%程度の削減を実現しているところでございます。

続きまして、調査票甲と乙の標本調査区数の配分方法のところでございます。こちらにつきまして、19万9,000標本調査区について、甲と乙それぞれに振り分けるわけですが、まずは、調査票乙としての結果精度を得るために必要な調査区数ということで計算をしてまいりまして、これが約2万9,000標本調査区ということになります。これを算出しまして、まずは19万9,000標本調査区から、系統的にこの調査票乙として必要な調査区を引きます。残ったところが調査票甲の調査区ということになります。ですので、まずは甲乙全体で必要なところを19万9,000標本調査区取りまして、そこから乙単体で必要な部分を系統的に抽出し、残った部分が甲という扱いになってございます。

続きまして、調査票乙の報告者数を維持する理由でございます。こちらは、調査票甲につきましては、今回、報告者数を削減することができたところでございますが、乙については、前回同様に50万ということにしてございまして、その理由が問われているものと理解しております。

資料に記載のとおりでございますけれども、調査票乙単体で把握をすべきということで、「現住居の敷地以外に宅地を所有する世帯数」の標準誤差率につきまして、前回調査と同程度にならないといけないということで、都道府県で5%以下、政令市で7%以下、これも結果表章する単位でございますけれども、これについて設定をしてまいりまして、その精度が得られるように計算をしてまいりました。その結果、前回調査と同様の報告者数が必要ということで、なかなか削減が難しいという結論に至ったものでございます。

3ページを御覧ください。この表でございますけれども、前回調査の結果、現住居の敷地以外に宅地などを所有する世帯の割合ということで、赤囲みしてございます。実際は10.9%程度ということで、全体の1割程度しかいないということもございまして、相応の報告者数が必要だということは、この表からもお分かりいただけると思っております。

その下、今回の変更に伴う結果精度への影響についてです。今回、調査票甲、調査票乙ともに前回調査と同程度の結果精度を得るということをお前提にして、標本設計をしております。ですので、今回は、報告者数自体は削減してございますが、結果精度については、前回同様の結果精度が得られると考えているところでございます。

続きまして4ページです。人口1万5,000人未満の町村の結果表章につきまして、こちら

は論点になっておりませんが、対応状況について端的に説明をさせていただきます。

この調査自体は、人口1万5,000人以上の町村を最小単位としまして、結果表の作成をしているところでございます。これについて人口1万5,000人未満の町村、これは世帯数で言うと、もう全世帯の3%程度ということで、かなり少なくなってくるところでございますけれども、これについて結果表章することについて、その町村の実査事務の業務量なども踏まえた上で、検討するというところでございました。

検討の結果でございますが、人口1万5,000人未満の町村を結果表章するには、先ほど審査メモでも御説明がありました、現在の3倍の標本調査区数が必要だということで、これはなかなか厳しいということでございます。実際に該当する町村にも確認しましたがけれども、そのような中で結果表章は望まないという意見が大多数であったところでございます。念のため各府省、国の中でも集計ニーズを確認してございますけれども、この部分について結果表章を求める意見というのはございませんでしたので、ここは従前どおり、1万5,000人以上の町村について結果表章したいと考えております。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

ただ今、御説明いただいた変更等につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、既に実装済みではございますけれども、将来的な課題など御意見がございましたら、新たにお気付きの点も含め、御発言をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。お気付きの点、御意見、ございませんでしょうか。

どうぞ、清水臨時委員、お願いいたします。

○清水臨時委員 ありがとうございます。今の方向性については、別に何か意見ということではないのですが、今、私の研究室で、2000年以降の登記の移転情報というのをずっと集計していると、国勢調査の調査区と1キロというメッシュとはもちろん一致しないということを承知の上で、1キロで全国を切ったときに36万メッシュぐらいありまして、そのうち大体26万メッシュぐらいに建物がありますということです。

この中で所有権の移転の変化と、人が住んでいるかどうかみたいなことをずっと長く見ているわけですが、市場がどんどん消滅していく姿が見えます。つまり、10年前に取引があったメッシュも、取引がなくなってしまっているところが出てきているわけです。この住宅・土地統計調査は、そこに住んでいる世帯の状況を調べる、そこにある住宅を調べる、という両面があります。つまり、住宅を主語で見ると、世帯を主語で見るという二つの顔があるかと思えます。

そういう意味で何が申し上げたいかといいますと、例えば人はもう住んでいなくても、所有権の移転だけぐるぐる回っているようなところというのが、いろいろなメッシュで増えてきてまして、または、所有権の移転そのものが動かなくなっているメッシュというのは、どんどん減ってきているようなところもあります。住宅は残っているけれども人は住んでいなくて、所有権の移転もないようなところ、こういうところが空き家になっているようなケースがあるわけですが、そこに住んでいる人に聞いても、そういうことは見ることはできないわけです。

そういう意味で、これから人口が減少していったり、また、単身世帯が増えてきているということを考えますと、相続によって移転先が一つの世帯に集約されていくというのが、これからの大きなマクロなトレンドです。このため、例えば私は東京に住んでいて、いろいろなところに、いろいろな県に土地を持っているような場合では、将来、そのようなところに人が住んでいなくて、住宅だけ取り残されて、でも所有権は移転しているような事象というのがこれから拡大していくときに、今の調査体系の中で、例えば「現住居の敷地以外に宅地を所有する世帯数」というのがどんどん増えていく可能性があるわけです。そうすると、「現住居の敷地以外に宅地を所有する世帯数」は今回だけでなく、次の調査又はその次の調査のときにおいては、もっと大きな課題になってくると思いますので、研究を進めていかれるといいなと思いました。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。ただ今の清水臨時委員の御発言は、今回の調査の変更に関係するものではありませんが、調査終了後、そして、更にその先の調査において、住宅・住戸と、そこに住む人、つまり世帯、そして住宅の建つ土地との関係、特に住宅や土地の所有と実際の居住の関係性について、今後乖離が大きくなっていくのではないかというものであったと思います。統計局に、これについてのお考えや、今後このように対応していきたいというお考えがございましたら、御発言をお願いできますでしょうか。これについては、今後の課題として御留意いただきたいと思いますので。

○小松総務省統計局統計調査部国勢統計課長 統計局国勢統計課長の小松でございます。清水臨時委員、御示唆に富む発言を頂きまして、どうもありがとうございます。

住宅・土地統計調査は、おっしゃるとおり、人が住んでいるところがそもそもどうなっているのかということを中心に調べて、人の住まい方等々の在り方をずっと追いかけていくところが半面、それから、先ほど統計委員会の際に川崎委員からも発言があったような、要は所有している住戸についてどのように捉えていくのかというのが半面あるというのは、おっしゃるとおりかと思えます。

今の御発言、住んでいない、所有している土地・建物の御意見かと思いますが、そのような変化が徐々に出ていく中で、そもそも調査票乙もなかなか調べにくいということもございまして、どのように役に立つものを作っていくかということについては、統計委員会で御発言いただいたことも含めて、考えてまいりたいと思います。

一方で、現住戸の把握も非常に重要な調査事項となっております、両方のバランスを取りながら、可能な統計の在り方について、次回に向け、考えを深めてまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

○津谷部会長 小松課長、ありがとうございます。

そのほか何か付け加えたい事柄や御意見はございませんでしょうか。

清水臨時委員、いかがでございますか。

○清水臨時委員 大丈夫でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

今後の課題も含めて、より長期的な視点から、この調査の有用性をどのように高めていくのかということについて、考えることが必要だと思います。

なお、今回の諮問審議には、標本調査区数の削減など、実査を担当していただく調査員や地方自治体における事務負担に関する事柄も含まれております。地方自治体を代表して東京都と神奈川県に御出席いただいておりますので、御発言をお願いしたいと思います。東京都はオンラインでの御出席となっております。東京都、御意見はございませんでしょうか。御要望も含めて、何かあればお聞かせいただきたいと思います。

○眞子東京都総務局統計部人口統計課長 東京都の眞子です。よろしくお願ひします。

標本調査区数の削減については、区市町村への負担が抑えられるので、特に異論はありません。1万5,000人未満の町村の結果表章を従前どおり行わないことについても、これはアンケート結果を踏まえてのことだということなので、異論はありません。

○津谷部会長 ありがとうございます。

神奈川県、いかがでございますか。

○渡辺神奈川県統計センター人口・社会統計課長 神奈川県でございます。発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。

私どもはやはり実査を担当しております地方公共団体といたしまして、それぞれ、この調査に限らず、各市町村との打合せ等に際しまして、様々な御意見を頂いているところでございます。今回も、調査区の削減ということは大変ありがたいことかなと。常々、やはり市町村については負担軽減ということを要望されておりますので、このような御配慮を頂きましたことは、大変ありがたく思っているところでございます。

ただ、1点申し上げさせていただくと、非常に助かることでございますが、今回、国全体におきましては標本調査区数の削減が進んでいるようでございますが、そのような通知を令和3年から私どもも頂いております、各市町村にも通知をしております。このことは、一通り各市町村においては、喜ばしいことだという評価を頂いているところです。しかしながら、一方では、実際にその調査区の区割りの数を私の方で確認させていただきましたところ、一部、中堅市について、神奈川県は非常に人口の多い自治体でございますので、ある種やむを得ないことかなと思っておりますが、人口20万人程度の中堅市においては、逆に調査区数が大幅に増えているところが、幾つかございました。一番大きなところは、2割増えております。

このような事情もございますので、せめて、いわゆる削減に関して地方に御案内いただける際は、増える場合もある旨も御案内いただくと、私どももやはり実際に調査区の説明会を行いました、このようなところでも私どもとしても回答がしやすいので、是非そういうところは御配慮いただければと思います。

神奈川県としては、以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。調査区数が減ったことにより、事務負担の軽減はおおむね図られたとのことですが、神奈川県から出された御意見によると、令和3年に通知を受けて、調査区数が全体的に減るという期待が大きくなった後で、実際に調整を行ってみると、特に県内の中堅市、人口20万人程度という相当な人口規模のある地方都市で、

調査区数がむしろ増えるという事例が発生した。中には調査区数が2割増加した市もあったということで、減るはずだったものが増えたということへの失望感というか、御意見が出されたということです。今回、標本抽出方法が変更されましたので、調査区数の増減が生じることは、ある程度やむを得ないということは御理解いただきたいと思います。とはいえ、実査を担当する調査員、そして市町村に失望等を与えないためにも、調査区数は場合によっては増えることもあるということ、そして、その理由は何であるかについても、できれば今後、明示して通達をしていただきたいと思いますという御要望であると思います。統計局、どうぞよろしくお願ひいたします。

その他御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

清水臨時委員から、この調査の今後の方向性と有用性について大変重要な御意見と御示唆を頂きました。また、実査を担当する東京都と神奈川県、特に神奈川県から調査の準備について具体的な御要望を頂きましたので、これらの御意見を今後の調査に活かしていただきたいと思います。今回は報告者の選定方法が変わり、また、調査区数も変わりましたので、そのことを通達文にきちんと明示していただくようお願いいたします。それによって、都道府県の御負担も減ることになると思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、よろしいでしょうか。

これらは既に統計委員会で適当と御判断いただいている事柄ですので、御質問や御意見はここまでとさせていただきます。

また、今後の課題に関わる事柄についても御意見いただき、ありがとうございました。

それでは、次に、今回、審議対象となっております③に移りたいと思います。これについて、事務局から、御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの5ページを御覧ください。標本調査区の選定過程で用いる層別基準の見直しについて説明します。

調査対象の選定の流れについては先ほど御説明したとおりで、国勢調査の調査区を層化して抽出に用いておりましたが、層別基準については、平成15年調査以降ほぼ変更されておらず、その後の住宅事情の変化や高齢化の進行等を踏まえ、母集団のよりよい縮図となる標本が得られるよう、当該層別基準について変更を行うこととされております。

変更のポイントは、審査メモの20ページの別添1として、新旧の層別基準を比較する形で整理しておりますので、後ほど統計局の説明の際、併せて御覧いただければと思います。

この変更につきましては、社会・経済情勢の変化に対応して層別基準を見直すものであり、おおむね適当と考えておりますが、従来の層別基準の課題や問題点、見直しによる結果精度への影響、母集団推計の方法の変更が及ぼす影響について、論点として立てております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 御説明、ありがとうございました。

それでは、論点に対する回答について、調査実施者である統計局から御説明をお願いいたします。

○井岡総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 それでは、資料3の5ページ、層別基準の見直しについてということで、まずは、論点の(a)と(b)について、まとめて説明をさせていただきます。

まず、前回調査までの層別基準において生じていた課題や問題点ということでございます。率直なところ、特に標本設計に大きな支障が生じるというようなことはなかったというところではございます。しかしながら、現在の層別基準自体は、平成15年調査のときに設定して以来、約20年間、大規模な見直しを行っていないというところがございます。このため、今回、標本設計の見直しというかなり大工事をする機会を頂戴したというところがございますので、そこで、より日本の縮図となるように、層別基準についても精査した方がいいのではないかと考えて次第でございまして、必ずしもこの部分が完全に誤っているということで変えたという認識ではございません。

層別基準の見直しに当たりまして、まずは基本的な考え方ということで整理してございまして、それが枠囲みの中に三つございます。この考え方に基づきまして、その下の表に記載のような変更を行っているところでございます。

まずは、基本的な考え方の①につきまして、都市再生機構のところを御覧ください。新設と書いてあるところでございます。これまでの基準では、都市再生機構・公社等につきまして出現率が低かったことから、今回、新たに層を設けまして、確実に当たるようにということで、層化することにしたというのが一番上でございます。

次に、考え方の②に基づきまして、高齢者の方でございます。65歳以上世帯員のいる一般世帯割合につきまして、削除と記載してございますけれども、高齢化の進行によりまして、層化せずとも当たるということで、層化せずとも十分な標本を確保できるということでございますので、あえて層化する必要はないということで、削除してございます。

そして、③でございます。間借りのところでございます。こちらは、もう間借りの世帯自体がかなり少なくなっているということで、変更理由のところにも記載がございまして、同居世帯の割合はもう全世帯の0.6%というところがございますので、この層を作っても当たらないということで、層化する意義が薄れているというところがございますので、今回、削除するというようにしてございます。

以上のほか、この調査では、これまで層化基準の一つに、換算世帯数を設けてございました。換算世帯数自体は、世帯数を人口規模に換算するというものでございまして、住宅・土地統計調査の調査対象につきましては、人ではなくて世帯単位、住戸単位というところもございまして、この機会に、より適切だと思われるような形で、換算世帯ではなくて、世帯数による層化に変更するというところで、換算世帯数そのものについて削除してございます。

続きまして、6ページでございます。「今回の見直しにより」ということで、1行目でございます。実際には都市再生機構等の賃貸住宅が存在するはずの地域において、集計結果上、その数がゼロになるという事例が、実際、このような事例が都道府県単位で見ても出てくるというところがございます。サンプル調査である以上、当たり前といえば当たり前なのですが、できる限りそのような事例を、事前に層を作って抑制することができれば

ということで、そのようなところについて層を作りました。層を工夫することによって、より実態に即した集計結果が提供できるようになるのではないかと考えております。

続きまして、論点の(c)でございます。こちらは、ウエイトの関係でございまして、従来の標本設計ですと、住戸数の少ない層につきましては、抽出率をほかの層の2分の1として、できるだけ必要なサンプルサイズを確実に確保しようということをしてございました。今回の標本設計では、抽出率の概念自体がなくなりますので、審査メモの中では、その部分を今回どのように手当てするのかということで、論点になっているものだと考えてございます。

これにつきましては、抽出率をいきませんが抽出ウエイト自体は使いますので、見直し後の標本設計につきましても従来と同じ考え方でございます。住戸の少ない層につきましては、系統抽出を行うときに、抽出ウエイト、抽出確率をほかの層の2分の1としてございますので、前回と同じような考え方を踏襲しているということで、大きく変えてございません。したがって、母集団推計上も大きな変化は生じず、結果精度にも特段の影響はないと考えております。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明につきまして、御意見や御質問があれば、お願いいたします。

御発言の際は、まずお名前を言っていただくようお願いいたします。御質問、御意見、ございませんでしょうか。

川口臨時委員、お願いいたします。

○川口臨時委員 御指名、ありがとうございます。丁寧な報告をありがとうございました。時代の変化に合わせた標本設計の変化ということで、理解しました。

今回、都市再生機構について新しく層を加えるという説明がありましたが、これ、既に、例えば市営の住宅や区営の住宅のような、そういう公営住宅は層の中に入っていて、今回このような新しい層を作ったと、そういう理解でよろしいでしょうか。分からないので、教えていただければと思います。

○津谷部会長 御質問でございます。統計局、お答えをお願いいたします。

○井岡総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 調査実施者から回答させていただきます。都市再生機構につきましては、今まで公営住宅の中の一部に含んでおりましたけれども、なかなか出現率が低いというところがございまして、今回、都市再生機構ということで新たに層を設けたという次第でございます。

○津谷部会長 川口臨時委員、いかがでございましょうか。

○川口臨時委員 すみません。ということは、既に公営住宅については層があって、今回は都市再生機構というのを特出しして層を作られるということで、その他の公営住宅というのは、もともとの層として残り続けると、そういうことでよろしいのですか。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。統計局、お願いいたします。

○井岡総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 はい、そのとおりでございます。

○川口臨時委員 分かりました。ありがとうございます。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

そのほか、御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

変更内容について、大変詳細に御説明を頂き、川口臨時委員から確認のための御質問はありましたが、全体として特に御異論はなかったと思いますので、御了承いただいたものとして整理をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次に、調査事項の変更について、審議いたします。(2)でございます。

今回の変更内容については、審査メモ1ページにありますとおり、大きく分けて、まず、④に示されているように、住宅に住んでいる世帯について、同居世帯への調査票の配布を取りやめるなどの変更がございます。2番目に⑤の住宅以外の建物に住んでいる世帯に関する調査事項の見直しがあります。そして、3番目に⑥としまして、その他の調査事項の変更があります。これら3点について、順次、審議を行いたいと思います。

まず、④の住宅に住んでいる世帯について、「同居世帯」への調査票の配布を取りやめるなどの変更についてです。事務局から、審査メモに沿って御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの6ページの図1を御覧ください。本調査では、調査員が住宅を訪問し、同居世帯の存在を確認したときは、主世帯に調査票の記入を依頼するほか、同居世帯にも同じ調査票を渡して、一部の事項について記載してもらっていました。これらの手順について、同居世帯の有無の確認を逐一しないといけないということで、調査員にとって負担が大きくなっていること、また、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、統計を取り巻く環境が悪化していること、さらには、前回答申において、「住宅に間借り」など報告者になじみの薄い選択肢について、表記の適正化、継続把握の必要性等の検討も求められていること、以上から、今回、同居世帯への調査票配布を取りやめ、主世帯から必要最小限の情報を把握することとすること、これに伴って、表4-1、4-2のとおり調査事項を追加・削除すること、また、これに合わせて集計事項も変更することとしております。

これらの変更については、ウの部分ですが、調査員の負担軽減及び報告者の負担軽減も図られること、同居世帯に係る情報も必要最小限で把握するとしていることから、おおむね適当としておりますが、今回の変更に至った経緯や変更によるメリット、また、8ページの表5ですが、黄色で網がけをした部分で、今回、主世帯に追加して回答していただく事項について、また緑色で網がけした部分ですが、今回、把握を取りやめる事項について、その利活用上の支障について、論点として立てています。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございました。

それでは、この論点に対する回答について、調査実施者である統計局から御説明をお願いいたします。

○井岡総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 それでは、調査実施者から説明させていただきます。資料3の8ページでございます。

まず、論点 a の背景・経緯についてです。同居世帯は現状、全世帯の僅か0.6%というところで、かなり少なくなっております。それにもかかわらず、調査員さんが、住宅に居住する全ての世帯に対しまして同居世帯の有無を確認するという作業が、今発生しているところでございます。地方公共団体の皆様からは、調査員事務の簡略化を求める意見が多く寄せられているところでございまして、ここは私どもとして改善が必要な状況だということで、今回に至っております。

例 1 ということで枠囲みがございすけれども、住宅・土地統計調査は、かなり調査員事務が複雑かつ高難度であるということが言われておりまして、私もよく地方公共団体に行くのですけれども、住宅・土地統計調査はかなり大変だということは聞いてございます。その一例ということで、五つほどここに記載してございます。このような状況がございすので、調査員事務について簡略化するというところは、かなり必要な状況に至っているということでございます。

後ほど論点 c のところで御説明しますが、結果利用上の支障につきまして差し障りがなにかということについてもしっかりと検討した上で、今回につきましては、同居世帯には調査票を配布せず、その代わりに、主世帯の方から同居世帯に関する必要な情報を得ることによりましていたしております。

次に、9 ページの論点 b の (a) でございます。主世帯に新たに回答を求める同居世帯に関する事項の選定理由というところでございます。こちらは、主世帯の方が報告義務を課されるところでございますので、問題なく回答可能な項目ということで選定をしてございます。特に同居世帯につきましては、全くの他人という場合がございます。ここは大変重要なところでございまして、全くの他人について回答ができないと困ってしまいますので、そのような場合でも客観的に把握がしやすい項目ということで、資料に記載の五つの項目を今回選定してございます。

そして、この五つの項目につきまして、主世帯の方が問題なく回答できるかという点につきましては、次の論点 b の (b) のところになってございます。こちらは、実際に私どもで、令和 4 年 6 月時点で試験調査を実施してございまして、そちらで検証してございす。その結果について、10 ページで御説明を差し上げます。10 ページのグラフを御覧いただけますでしょうか。

住宅・土地統計調査の実施に先立ちまして、試験調査を行った結果でございます。その中で実際に今回、主世帯の方に同居世帯に関する事項について回答していただきたいところにつきまして、試験調査の中で実地に回答をしていただいた結果が、このグラフになってございます。先ほど申し上げました五つの項目の回答状況につきまして、ずらっと並んでございすけれども、赤で囲われている試験調査全体の未記入率と比較しましても、かなり低めに出ているというところ、もともと客観的に他人であっても回答ができるということを前提として設計してございすので、そのようなところでも、本番の調査においても、この試験調査の結果を踏まえて、適切な回答が得られると判断しているところでございす。

次に、論点 c の、今回の変更による調査結果の利活用上の支障についてです。

まずは、回答のアの部分でございます。この調査では、主世帯と同居世帯と住宅以外の建物に居住する世帯という、3区分による主世帯ベースの集計といたしますけれども、この集計のほかに、もう一つ、集計の対象が異なる、普通世帯と準世帯という二つの区分による普通世帯ベースの集計というのを、従来行ってきています。

今回、把握を取りやめます同居世帯に関する調査事項につきましては、11ページの世帯の取扱いの対応関係表にございます同居世帯が「二人以上の世帯」というところ、こちらが全世帯の0.3%しかないのですけれども、この場合には普通世帯として同居世帯を集計してございまして、同居世帯が単身者の場合につきましては、こちらも全世帯の0.3%なのですけれども、両方足して同居世帯は全体の0.6%ということですが、こちらについては準世帯という形で、それぞれを集計していました。このため、普通世帯・準世帯ベースの集計になりますと、同居世帯は0.6%しかないのですが、それをかなり細かく割っていたという状況でございました。

しかしながら、全世帯に占めます準世帯の割合が、昭和28年頃ですとまだ7.2%と、それなりの数もあったのですけれども、もうその数がどんどんと減少を続けてまいりまして、前回の30年調査ではもう0.4%まで下がっているということです。準世帯自体がもう0.4%しかないという状況でございますので、そもそも同居世帯を二つに割った、普通世帯・準世帯を区分して集計するという実益がなくなりつつある状況となっております。

このような状況でございますため、回答イの記載のとおり、令和5年の調査におきましては、集計を主世帯ベースの集計に一本化するということにしております。

さらに、主世帯ベースの集計を行う中でも、もう全世帯の0.6%しかない同居世帯につきまして、負担をかけて、引き続き詳細な事項の報告を求める必要性も低下しているというところでございます。主世帯が確実に把握可能で、集計上も重要性が高いということで、同居世帯の世帯人員や居住室数など、主世帯が客観的に分かることに関するストック情報に限定して、今回、把握するというにしております。全体として報告者負担の軽減も図ることとしております。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明について、御質問や御意見のある方は、御発言をお願いいたします。

宇南山臨時委員、お願いいたします。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。宇南山です。ただ今の説明で、同居世帯について、削減が可能な部分は削減するという説明でしたが、割合が0.6%ということであれば、それほど大きい影響がないようにも思います。このため、少し調査実務のところを教えてくださいたいのですが、同居をしているかどうか、同居なのかどうかという部分については、生計が別であると。住宅が同一で、生計が別であるような場合に同居世帯と定義されているということで、通常想定するのは、一つは3世代同居のようなものだと思います。その場合に、3世代同居していますと、例えば親が一緒にいる、若しくは息子、娘と一緒にいるというようなケースで、生計が一緒であるかどうかというのは、調査をしない段階

で判断をしているということになるのかと思っていて、実際に生計が一緒なのかどうかというのがどのように確認されているのかについて、教えていただきたいと思います。

というのは、感覚的に、3世代同居の中で、玄関は共有だけれども生計は別ですという世帯が、そこそこいるという勝手な印象があるのですけれども、3世代同居をしている、つまり世帯員としては同居しているケースは10%ないしは20%はいるはずですので、その中の大部分のケースで生計が一緒というのは、少し比率が高過ぎるような気がしています。同居かどうかの判断をする際の、生計が一緒か別かの判断方法について、教えていただければと思います。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。ただ今の御質問につきまして、統計局、お答えをお願いいたします。

○井岡総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 ありがとうございます。お答えいたします。

同居世帯につきましては、やはりなかなか外観等からでは分からないというところがございますので、調査員の方が、実際に世帯を訪問いたしまして、そこでまずは、そのうちの主な世帯ということで、1住宅に2世帯以上住んでいる場合等がございます。これは先ほど宇南山臨時委員のおっしゃった3世代などで住んでいる場合ですけれども、その場合につきまして、住居は一緒でございます、生計も一緒でございますという場合につきましては、一つの世帯でございますので、まとめて一つの世帯として、同居世帯ではなくて、一つの世帯の中に世帯人員という形で入ってまいります。

一方、生計が別ですと、おじいちゃん、おばあちゃんだけ生計が別の場合につきましては、その方たちについては同居世帯ということで、では、どちらが主世帯でどちらが同居世帯かというところなのですけれども、家を中心になりますので、家の持ち主や借主など、主な人について主世帯という扱いにしまして、それ以外の方を同居世帯という形で、同居世帯、おじいちゃん、おばあちゃんにだけは別にまた調査票を配布するという方法をしてございまして、いずれも調査員に御尽力いただき、その場でその状況を確認しないと分からないという状況でございます。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

宇南山臨時委員、いかがでございますか。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。手順としては了解していたとおりなのですが、ということは逆に言うと、調査員の「生計は一緒ですか、どうですか」という問いかけに対して、「別です」「一緒です」という回答だけで判断していると理解しました。

そうすると、3世代同居をしているうちの大部分の人が、生計は一緒だという調査結果と理解できるのですが、それは、他の情報と比べると比率が高過ぎるような気がしていて、例えば、調査に二つ答えるのが面倒くさいから一緒だと答えてしまうことがないように、マニュアル等でしっかりと指示をしていただければと思います。

もし、その上で明確に0.6%ぐらいだということが確認できるのであれば、問題ないと思

うのですけれども、若干不安が残るところで、同居世帯についての情報を落としてしまうということには若干懸念がありますが、現時点だと確実に同居世帯が多いという証拠もないので、取りあえずは、今回に関しては強く反対するものではないのですけれども、次回以降の検討・確認事項としていただければと思います。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

統計局、いかがでございましょうか。

○井岡総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 ありがとうございます。今回につきましては、主世帯の方に対して同居世帯がいるかどうかというところを確認してまいりますので、また、従来の同居世帯がいたら同居世帯に記入していただくという方法よりも、実は同居世帯の数が多く出てくる可能性もなくはないというところがございます、その辺も含めて、今回、変えているところがございますので、しっかりと検証をしてみたいと思っています。とにかく今回、大きくかじを切っているところがございますので、その辺はしっかり調査結果を見て、検討してみたいと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。調査の際に、このことについてきちんと明記していただき、できる限りの周知徹底をお願いしたいと思います。回答者の方々もそうですが、調査員の方々にも、このことについて周知徹底していただくようお願いしたいと思います。

この調査の回答者は主世帯である家の持ち主又は借主であるということで、この調査は世帯調査ではありますが、実際の調査対象は住戸ですので、家計の調査ではないということです。とはいえ、宇南山臨時委員の御指摘どおり、回答した世帯全体の0.6%しか同居世帯がないのは、割合として低過ぎるのではないかという懸念も払しょくできません。今回、調査方法が変更されますので、同居世帯のいる世帯の割合がもう少し高くなるのではないかとも思われますが、今回の調査では、以前のように同居世帯から直接回答を頂くのではなく、主世帯が同居世帯についての質問にも回答される、英語で言うプロキシ・レポートをされるということですので、調査結果を丁寧に検証していただき、それを今後の調査に生かしていただきたいと思います。家計調査のように世帯員それぞれについての情報が必要である場合とは異なり、この調査は世帯の住宅及び土地についての調査ですので、同居世帯についてある程度正確な情報を、主世帯を通じて得ることができるのではないかと期待しております。

とはいえ、御指摘を頂いた事柄は大変重要だと思いますので、これについて、調査実施前のみならず、実施後にもきちんと検討・検証をしていただくようお願いしたいと思います。

宇南山臨時委員、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。対応については御指摘のとおりで構わないと思うのですが、やはり今、子育て世帯がどのような住宅事情かというのは非常に大きなテーマになっていまして、今回、回答しなくていいならという理由で、例えば急に同居世帯、実は家計が別でしたというような形で急増してしまうと、なかなか解釈が難しくなるので、そこだけは注意をしていただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○津谷部会長 ありがとうございました。大変重要な御指摘だと思います。その対応についても、調査員にもこのような可能性があることをあらかじめお伝えいただき、注意深く対応していただくようお願いしたいと思います。

宇南山臨時委員、有用な御意見、ありがとうございました。

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

ここには、実査を担当される地方公共団体も出席していらっしゃると思いますので、まず神奈川県から、御意見やお考えがございましたら、お願いできますでしょうか。

○渡辺神奈川県統計センター人口・社会統計課長 神奈川県の渡辺でございます。またありがとうございます。

今回の改定は、非常に私ども地方公共団体の意見を真摯に反映していただいた結果のものと考えております。やはり、例えばその世帯に行きまして、この世帯は家計が別の者がいるということで、また調査票を再配布しなければならない等々の、そのようないわゆる調査員の負担というのが、これまでも非常に多かったということがございます。ですから、これについて、その世帯に対して一つの調査票を配れば済むということであれば、これは大変この回収の負担が少なくなる、今後、回収の方法がどうなるかはまだ分かりませんが、調査員による配布と回収という前提でありましたら、その負担だけでも調査員はかなり減るものと理解しています。このため、この取組については、私ども、大変感謝をしているところでございます。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございました。

次に東京都、いかがでございましょうか。

○眞子東京都総務局統計部人口統計課長 東京都です。私どもも神奈川県様と同様に、今、調査員の高齢化など、調査員の確保が非常に難しい状況なので、こうやって調査方法を簡略化していただくということは、区市町村からも強く要望されているところで、非常にありがたく思っております。

また、住宅・土地統計調査については、世帯への対面での接触というのはかなり難しい状況にあるということも報告されていますので、このような形で調査員の事務負担軽減につながるということは東京都としても異論はありません。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございました。住宅・土地統計調査は、調査員の負担が大変大きい調査であり、今までは、調査員の判断で、どのように主世帯と同居世帯に調査票を配布し、どのように協力をお願いするのかということを決める必要があったということで、調査員の方々が担われていた責任は大きかったということです。この調査の調査票には甲と乙の2種類があり、それに加えて建物調査票も調査員に記入していただくということで、調査員の負担は非常に大きいわけですが、それに加えて、今までは主世帯と同居世帯のそれぞれに調査票を配布・回収するという作業もありました。今回、統計局は実査担当者である地方公共団体の御意見・御要望に対応され、また、いろいろな費用対効果を勘案され、更には試験調査も実施されて、このような変更を決断されたということで、地方公共団体

からは大変ありがたい変更であるという御意見を頂いたと思います。この変更により、調査員の重い負担の軽減が図られ、また、対面による接触が減らされるということからも、適切な変更であると思います。

そのほか、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

宇南山臨時委員から大変有用な御意見を頂きました。今回の調査では、調査票の配布の仕方を含め相当大きな調査の方法の変更が行われますので、注意深く対応していただきたいと思います。事前の準備もそうですが、事後にも検討をお願いしたいということはございますが、この変更自体については、特段の御異論はなかったと思いますので、変更を認めるという形で、整理させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に、審査メモの⑤に移りたいと思います。住宅以外の建物に住んでいる世帯に関する調査事項の見直しについての審議です。事務局から、まず審査メモに沿って御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの10ページを御覧ください。本調査では、会社・学校等の寮・寄宿舎など、住宅以外の建物に住んでいる世帯については、管理者などの世帯や単身者世帯など、世帯の種類によって報告いただく事項が異なっておりました。しかしながら、イの部分ですが、それらの世帯の出現率が極端に低いにもかかわらず、調査実施過程においてその有無を逐一確認しなければならないなど、統計調査員等の負担が大きいこと、また、先ほどもありましたが、近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により統計を取り巻く環境が悪化していることから、住宅以外の建物に住んでいる世帯について、世帯の種類に関係なく、世帯の構成、同居世帯に関する事項、居住室の数及び広さ等に限定して報告を求める扱いに統一するほか、表6のとおり、調査事項を削減等すること、また、これに併せて集計事項の変更も計画されております。

これらの変更については、ウの部分となりますが、調査員の負担軽減及び報告者の負担軽減も図られることから、おおむね適当としておりますが、今回の変更に至った経緯や変更によるメリット、また、11ページの表7の緑で網がけした部分ですけれども、今回把握を取りやめる事項について、その利活用上の支障について、論点として立てております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、論点に対する回答について、調査実施者である統計局から御説明をお願いいたします。

○井岡総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 資料3の12ページに基づきまして、調査実施者から説明させていただきます。

まず、回答のアの部分でございます。住宅以外の建物に居住する世帯につきましても、先ほどの同居世帯と同様の考え方というところでございます。住宅以外の建物に居住する世帯がますます少なくなっております。現状、全世帯の僅か0.1%ということで、もうなかなか数が出てこないという状況でございます。それにもかかわらず、これまでは、先ほど説明差し上げました普通世帯ベースの集計に対応するために、調査員さんにつきまし

ては、世帯の種類をここで確認しなければいけないということで、管理者などの世帯なのか、単身者なのかということを確認いたしまして、その世帯の種類に応じて必要な枚数の調査票を配布してございました。

次に、回答のイになります。しかしながら、住宅以外の建物に居住する世帯自体が全世帯の0.1%ということで、これを世帯の種類で分解していきますと、もはや管理者などの世帯につきましては、実際の集計結果表を見ますと、平成20年調査からずっと0.0%ということが続いている状況でございまして、正確には前回調査ですと0.02%という形でございますけれども、結果表上は0.0%となつてございまして、このまま調査員に御負担をかけて従来どおりに集計する必要性が非常に乏しい状況となつてございます。そのような中で、普通世帯ベースの集計につきまして、主世帯ベースの集計に一本化するということをしてございまして、その結果といたしまして、住宅以外の建物に居住する世帯については、まとめて一つの「住宅以外の建物に居住する世帯」というカテゴリーで把握するというところで、その中で管理者なのかどうかということは把握しないということでございます。

そのようなことで、「住宅以外の建物に居住する世帯」として、集計上も重要性が高いところ、ストック情報に限定して、今回把握するというところで、こちらについても同居世帯同様に、報告者負担の軽減を図るということにしております。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に対し、御質問や御意見のある方、どうぞお願いいたします。

よろしいでしょうか。御意見、御質問ございませんでしょうか。

件数が非常に少ない一方で、調査員の負担が非常に大きいということで、費用対効果を考えたときに、効果に対して費用の方がはるかに大きいということから、今回、このような変更を決断されたということでございます。

よろしいでしょうか。

先ほどの④と同じように、この⑤についても、地方公共団体から御意見や御感想がございましたら、お聞かせ願えればと思います。まず、東京都から、もし何か御意見がございましたら、お願いいたします。

○眞子東京都総務局統計部人口統計課長 東京都です。先ほど国の方から説明していただいたとおり、調査員の負担軽減に係ることで、好ましいと考えます。回答に書いてあるとおり、やはり、調査対象者との接触が今、新型コロナウイルス感染症の関係もあってかなり困難な状況ですので、該当がほとんどないと思われる項目について、削減していただけるのは望ましいと思います。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、次に神奈川県、お願いいたします。

○渡辺神奈川県統計センター人口・社会統計課長 神奈川県でございます。今、説明がありましたとおり、当然、これは特殊な事例かなと思われま。工場や、あるいは独身寮の管理者のようなものが該当するのかなと思われま。そのようなところにおいて、やは

り調査員がそれを見て、まず一次的に判断をしなければならないところから始まりまして、調査員の負担が大変重いものだろうと考えております。そのため、このような形で調査項目として簡略化していただけるのは、大変ありがたく思うところでございます。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。実査を担当される地方公共団体からも、歓迎の御意見が出されております。

今回の「住宅以外の建物に住んでいる世帯」についての変更ですが、特に、御異論はなかったものと理解いたしますので、御了承いただいたものとして、整理をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、次に⑥のその他の調査事項の見直しについての審議に移りたいと思っております。まず、事務局から、審査メモに沿って御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの12ページを御覧ください。

本調査では、表8-1及び表8-2に掲げる調査事項について、追加・削除等が計画され、それに併せて、集計事項についても変更が計画されております。個々の変更理由については別添2に記載されておまして、それぞれ適当と考えられるものが多いところですが、追加等するものについては、その背景事情、想定される利活用の用途及び記入可能性を、削除等するものについては、集計結果が提供されなくなることによる支障を確認する必要がありとしまして、論点を立てております。

また、ウの部分ですが、前回答申の今後の課題において、居住状況等に係る実態のより的確な把握に向けた調査事項の見直しの検討のため、①から④の4点について指摘されておりまして、それぞれ対応状況について論点として立てております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、論点に対する回答について、調査実施者である統計局から御説明をお願いいたします。

○井岡総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 それでは、調査実施者から説明させていただきます。資料3の13ページでございます。

まずは論点aでございます。追加する調査事項等についてということで、今回、全部で五つございますので、一つ目から順番に説明をさせていただきます。

まず、一つ目でございます。世帯全員の1年間の収入についてということで、こちらは従前から把握をしている調査事項でございます。前回調査では、100万円未満から2,000万円以上ということで、10区分で調査をしてございました。今回は、このうち「100万～200万」の選択肢につきまして二つに分けたいということで、「100～150万」と「150～200万」に分割をして、合計11区分で調査をしたいと考えてございます。

こちらは、特に年収150万円前後の部分で、その方々の世帯の居住状況を把握したいという明確な政策ニーズが国土交通省などからございまして、実際に試験調査においても実装してみまして、実地に対応可否を検討いたしました。その結果、分割後の選択肢の分布状況も妥当ということで、赤囲みになっているところでございますけれども、平成30年調査

のときは「100万～200万未満」ということで12.1%の出現率でございました。今回、それを「100～150」と「150～200」で割ると、それぞれ大体半々ぐらいに分かれているということで、分布状況を見ても、結果利用上、差し支えないぐらいの分布が出ているということと、グラフの一番右のところでございますけど、未記入率自体も、平成30年調査のときに比べても高くないということでございますので、今回、導入するということになりました。

続いて、14ページの②でございます。②につきまして、まず、調査員が外観等から把握する建物調査票でこれまで把握しておりました住宅の構造ということで、木造、防火木造、鉄筋、鉄骨、その他ということで、五つの区分がございます。これにつきまして、調査員では把握がなかなか難しいということ、これはもう従前からずっと指摘されていたところでございますけれども、これを今回、住宅に居住する世帯自らが回答していただくように変更する予定でございます。しかしながら、居住世帯がない住宅というのは、どうしても聞く人がいませんので、そこは引き続き調査員に御尽力いただき、把握をしていただくということを予定してございます。

実際に世帯の方に回答していただくこと、居住世帯のない住宅について調査員が引き続き把握するというところで、課題となるのが、木造、防火木造と書いてあるところがございます。この木造か防火木造かというところは、なかなか記録を見ても出てこないところがございまして、非常に判断が難しいところがございまして、これは、実際に世帯の方に聞いてもなかなか判断が難しいだろうということがございまして、ここは、これを結果利用されている府省にも確認をしまして、その結果、二つに分ける必要もないだろうということで、木造に統合するというようにしてございます。

世帯の方が調査票に記入するところがございますので、「調査票の記入のしかた」など、そのようなところでも説明を充実させたいと考えてございます。試験調査のときにも、「調査票の記入のしかた」の中で、住宅の構造については、重要事項説明書など、そのようなところに記載されていますなど、そのようなことを書いてございますので、本番についてもそういったことを、丁寧に説明をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

続きまして、③でございます。15ページです。こちら、③から⑤までが全て、高齢社会を迎えている日本における高齢者の居住実態をよりの確に把握するという観点で、追加しているものでございます。いずれにしましても、試験調査における検証を全て行ってございまして、導入可能だと判断したものになってございます。

まず、③でございます。浴室暖房乾燥機についてということで、ヒートショック等の高齢者の家庭内における事故の未然防止・抑制を推進するという観点から、「住生活基本計画」の中でこの指標を使いたいということがございまして、今回、選択肢を追加してございます。もともと調査事項としてあったところに選択肢が追加されるということで、記入者負担もさほど大きくないだろうと思っておりますのでございます。

次に、④についてです。④については、世帯の方ではなくて、調査員が把握する事項でございます。住宅以外の建物等で、会社等の寮、学校等の寄宿舎、旅館など、その他、四つの区分がございますが、これまで、「その他の建物」として包括的に把握しておりました老

人介護施設や養護老人ホーム等のいわゆる高齢者居住施設につきまして、その数をしっかりと把握したいということで、今回、「その他の建物」から分離しまして、「高齢者居住施設」ということで、新たに把握したいと思っております。「高齢者居住施設」ですと、住宅以外の建物のうち、高齢者を居住させるために建てられた、又は改造された施設というのが対象になりまして、このようなところについてしっかりと把握をしていきたいということで、調査員による調査事項でもございますので、こういったことを、丁寧に説明をしていきたいと思っております。

続いて、⑤でございます。こちらも、世帯の方ではなくて調査員が外観等から把握する事項になってございます。こちらはサービス付き高齢者向け住宅、いわゆるサ付き住宅と言われていますが、サ付き住宅に居住する高齢者世帯の居住実態を的確に把握するという観点から、もともと高齢者対応型住宅というのは把握してございまして、その内数としまして、新たにサービス付き高齢者住宅を追加するという形にしてございます。こちらも、新たにどれぐらいの数が入っているか、そこに入っている人がどのような住宅の属性なのか、世帯属性なのかを明らかにするところでございます。

続いて、16ページでございます。削除等を行う事項についてということでございます。①の住宅の構造の部分は、今、御説明を差し上げたとおりでございますので、割愛させていただきます。続いて②でございます。現住居の敷地が所有地か借地かを問うというのがここでございますけれども、ここで現住居の敷地の所有関係を明らかにするほか、現住居の敷地面積を把握する際の誘導にも使用しているということで、字面だけでは分かりにくいので、次のページの調査票を御覧ください。上が前回の調査票でございまして、下が今回の調査票ということで、現住居の敷地について所有地か借地かということを確認していただきまして、所有地、借地、所有地・借地以外で戸建て・長屋建ての人、要は戸建てを借りている人、あと長屋建てを借りている人については、敷地面積を書いてくださいということをお願いしてございました。

これを今回は、戸建て・長屋建てに住んでいる所有地・借地以外の方、要は借りて住んでいらっしゃる方というのはなかなか敷地面積が分からないという意見が多くございましたので、この辺りについては敷地面積を把握しないということで変更するものでございます。

アパートに居住する世帯につきましてもやはり同じで、なかなかアパートの一室に住んでいて、敷地面積全体を答えてくださいと言われても、答えられるというのは少ないと思われまので、従前からアパートに居住する世帯についても、その敷地面積を把握していないという状況でございます。その中で今回、戸建て・長屋建て、パーセンテージとしては、これも全体で3%強ぐらいしかないのでございますけれども、これらについても敷地面積を把握しないということで、報告者負担の軽減を図ってございます。

これは、本当に住宅の賃貸借契約などにも敷地面積が記載されていないことが多く、なかなか数は少ないのですけれども、お困りになっている方が多いということで、ここでもって調査が止まってしまうと元も子もないというところがございますので、そのようなところで、今回、この軽減を図っているところでございます。

この中で、敷地面積が本当になくても大丈夫なのかというところがございますので、一応、ここの敷地面積自体が所有地・借地の方が現住居の敷地面積の96.9%を占めるというところがございまして、ほぼほぼ所有地・借地というところでございますので、逆に所有地・借地以外の戸建て・長屋建ての敷地面積は3.1%でございますけれども、これを切り出して使用するというのは、一体どのように使うのかというところもございまして、利活用も想定しにくいというところと、正確な回答も見込みにくいというところ、全体を総合的に判断しまして、報告を求めないということにしております。

続きまして、18ページでございます。こちらは、前回の答申時にお示しいただきました今後の課題ということで、4点ございます。その対応状況について御説明します。

まず、一つ目でございます。同居世帯の数が0.6%という状況もございまして、前回の答申の段階で、「住宅に間借り」などについて、継続的に把握する必要があるのかというところを検討するようという御指摘がありました。こちらは、令和5年調査では同居世帯に調査票を配布しないことにしますので、「住宅に間借り」という選択肢は自然に削除されることとなります。

一方、「前住居」ということで、過去5年間に移転した人についての前住居を聞くところがありますが、ここについては、「下宿・間借り又は住み込み」という回答選択肢は残ります。まさしく今、前住居がどのようなところだったかというところの分析に資するというのをよく聞いてございます。そのようなところで、ここはあえて削除せずに、今回は残したいと思っております。報告者負担の観点からも、選択肢の一つということで、さほど影響はないと考えているところでございますので、こちらについては、大変恐縮なのですけれども、従前どおりに把握をしまいたいと思っております。

続いて、19ページでございます。御指摘の二つ目でございます。こちらは、空き家の発生要因の分析などに資する回答選択肢の設定の余地がないかについて検討することという御指摘がありました。この点につきまして、この調査での役割というところでございますけれども、空き家の発生要因の把握・分析に資する母集団情報を提供していくということで、居住世帯のない住宅（空き家）を所有する世帯がどれくらいあるかを把握してございます。平成30年調査の結果を見ますと、居住世帯のない住宅（空き家）を持っている世帯が2.6%ということでございます。

このようなものを提供していくということで、これを母集団として各府省で空き家に関する調査や、その結果によって、より詳細な空き家の発生要因などを分析していただくということで、役割分担をしております。これは、この調査としての大変重要な役割であると考えてございますので、引き続きしっかりと母集団情報を整備してまいりたいと思っております。

母集団を整備するだけではなくて、今回の調査につきましては、新たにサービス付き高齢者住宅、サ付き住宅に居住する世帯の実態についても把握することができますので、この世帯の前住居や、あとは現住居以外の住宅を持っているかなど、そのようなことも把握できますので、そのような状況によりまして、空き家の発生要因等の分析にも資するものとも考えているところでございます。

続きまして、20ページでございます。③でございます。こちらは、ロングフォームの調査票乙の50万住戸において、住居の移動要因を把握する調査項目を追加できないかということで、その余地について検討することという御指摘でございました。

この点につきまして、この調査では、住居形態の変動等の分析にも資する世帯の現住居や、あと過去5年間の前住居に関する情報を整備してございますので、こちらも役割分担というところもございまして、今後ともこのスケールメリットを生かした形で、引き続きこの情報を整備していくということで考えてございます。

その上で、さらなる調査事項、選択肢等の追加はできないかということで、その余地はないかということを検討してまいりましたが、特に「令和5年住宅・土地統計調査に関する研究会」という有識者の方に御審議いただく場におきまして、その余地について検討いただきました。有識者の皆様にも御検討いただいたところですが、この調査自体、移動要因の回答というのは、またかなり機微に触れるような可能性があるというところもございまして、調査票乙自体かなり調査事項が多く存在するというところで、統計委員会においてもお話があったところでございますけれども、その中でこれ以上調査事項を追加することになりますと、報告者負担が大きい調査票乙全体への影響が懸念されるのではないかとということで、有識者の方からもお話がございまして、今回、調査事項の更なる追加については、難しいのではないかと結論に至っております。

次に、④でございます。こちらは、調査票と集計結果のそれぞれにつきまして、元号と西暦を併記する方向で検討をするようにということの御指摘でございました。

こちらは、しっかりと対応してまいりたいと思っております。紙の調査票ですと、どうしても物理的に併記は難しいところがございまして、そこは「調査票の記入のしかた」の中で早見表を掲載しますということで、既に試験調査の中で、ここに記載のとおり早見表を付けてございます。電子調査票、オンラインの方になりますとHTML形式ですので、自由にポップアップも出せますので、そのようなどころについては、画面もかなり自由度が高まってございますので、そちらにあらかじめ、調査票そのものに入れるという形で対応してまいります。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に対し、御質問や御意見のある方、御発言をお願いいたします。

大変多くの事項がございまして、御意見や御質問はございませんでしょうか。

川口臨時委員、どうぞ、お願いいたします。

○川口臨時委員 御指名ありがとうございます。空き家のところについて説明があったと思うのですが、空き家については、例えば複数の不動産を所有している方がお答えになって、この不動産に関しては空き家になっていますというようにお答えになるみたいな、そういう形で得られている回答だという理解でよろしいでしょうか。

○津谷部会長 統計局、お答えをお願いいたします。

○井岡総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 先ほど御確認い

ただいたものは、世帯の方に現住居以外の住宅を所有しているか、していないかということを確認いたしまして、その中で住宅の種類ということで、「居住世帯のない住宅」ということで、その用途別に、例えば別荘、借家用、売却用、その他とあるのですけれども、それについて回答いただくというものになってございます。

○川口臨時委員 よく分かりました。統計委員会からの意見ということで川崎委員から、そのこのところの、今住んでいないところについてリストアップするというのが、負担になっているのではないかという質問があったと思います。実際問題として何か、回答していく中で、今住んでいるところについては答えるのだけれども、ほかのところについては、実際は持っているのだけれども答えないというようなことが、もしかすると起こるのかなと思うのですけれども、そのようなことの可能性について、何か御検討されていることや御存知のことがあったら、教えてもらえるとありがたいと思います。いかがでしょうか。

○津谷部会長 統計局、いかがでございましょうか。

○井岡総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 お答えいたします。なかなか、やはり世帯の方の負担が大きいというところがございます。今の調査票甲ですと、空き家を持っているか、持っていないかということでございますので、そこで終わるのですけれども、一方、川崎委員から御意見がございました調査票乙になりますと、現住居以外の住宅を持っています、そこで空き家でその他、要は何に使っているかというところを細かく書かないといけないものについては、それぞれ1住宅、2住宅、3住宅という形で、それぞれについて、その所在地や建て方など、そういう細かいところまで聞いてまいりますので、当然、負担感は大きくなるというところがございます。

そこは、私どもも、かなり調査票乙自体、負担が大きいとは思っているところがございますが、今は調査の流れとして、50万世帯に限定したロングフォームということで、何とか御回答いただくということで努力をしているところでございます。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

川口臨時委員、いかがでございましょうか。報告負担が大きいと、きちんと報告しない可能性があるのではないかという御指摘かと思えます。どれぐらいこのような事例があるのかを調べることは大変難しいと思えますが、統計委員会での川崎委員の調査票乙についての御意見も、報告者の負担軽減についてのものであったと思えます。いずれにしても、空き家は増加傾向にあり、空き家対策は都道府県にとっても、市町村にとっても、重要な政策課題であり、空き家に関する統計には大きな政策ニーズがありますので、大規模統計調査である本調査で、空き家についてどのように対応するのか検討することも必要になるかと思えます。川口臨時委員からの御指摘について、どれぐらいこういうことがあるのかについては具体的な情報を統計局はお持ちでないようですが、報告者と調査員の負担については十分理解されており、試験調査なども実施されているということですので、報告者と調査員の負担について留意しながら実査を進めていただくという方向で、整理させていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

清水臨時委員、お願いいたします。

○清水臨時委員 ありがとうございます。空き家のところは本当に悩ましい問題がありまして、調査員が調査をすることによって、外観で見て把握できることと、できないことというのもある、そこにも誤差があったと。今回、また居住者の方に報告いただくことによって把握できるのと、逆に、調査方法を変更したことによって見えなくなった部分というのもあり、両面の誤差がそれぞれ入り交じってしまったものですから、前々回の調査から前回の調査にかけて、マスコミや専門家の報道などを聞いていますと、調査方法を変更したのにこれだけしか増えていないのはおかしいのではないかというようなコメントなどがあることも、確かだと思えます。ただし、これはやはり統計調査上、測定の限界というものがかなりあるということを前提とした中で、この調査方法の中で測定の対象としている空き家の定義を明確にするなど、調査方法の限界みたいなことというのをやはりしっかりと認識した上で開示していくということの方が、むしろユーザーにとっては親切なのかもしれないと思います。

そういう意味で、調査員調査によって見ることができ、そのときは空き家と認定したが、周辺住民に聞くと本当は住んでいる人がいる、こういう家を空き家として認定してしまうような、外観では分からないこと、一方、今、川口臨時委員がおっしゃったような誤差が発生してしまうようなことが出てくる。さらに、これから、非常にこの両方の調査方法で難しいのが居住期間です。我々の人生の寿命が伸びていますので、住宅・土地統計調査を始めた頃に設定していた我々の寿命と住宅の寿命のかい離が生まれてきている中で、調査方法も変更していかないといけないわけです。具体的には、住み替えの回数が増えることや、最後の、我々が死ぬ直前の10年ぐらいは、認知症になる可能性が非常に高くなると言われておりますけれども、この間、やはり居住者に聞いても分からないというようなことが出てくるときに、これから、またさらに今の調査方法の工夫が必要になってきます。先ほどの発言とも関係しますが、5年後、10年後に向けて、今の調査方法の限界がやはり出てきますので、もう一度調査方法について、測定したい対象と、それができると、今後どうしていくのかということ、段階を分けて、詳しく検討を進めていただけるといいなと思いました。

回答は特に必要ないわけでございまして、コメントということでございます。

○津谷部会長 清水臨時委員、ありがとうございます。統計局、どうぞ。

○小松総務省統計局統計調査部国勢統計課長 国勢統計課長の小松でございます。清水臨時委員、どうもありがとうございます。

最初に、今回の標本設計の変更の中では、調査票乙の数自体は実は変わっていないので、調査票乙に関しては、標本設計の変更について大きな影響が入ると思えませんが、一方で、調査票乙独自ではなかなか捉え難い状態が進行するかもしれないということに関しては、引き続き課題が残っていると認識しています。

そこで、空き家の話が非常に重要なのは、私どもも、前回や前々回など、非常に空き家の話で盛り上がっていただいたというところも、この調査結果の利用であったところもありまして、対象者の方に説明するのも、空き家はこんなに分かっているのですというようなことを示しながら行っているということもあって、調査票乙とはいえ、同じ基幹統計の

中の調査でしっかりと取らなければいけないものであるという認識は、私どももごさいますので、ここはできるだけ把握できるような努力は、今後ともますます続けていくべきものだと考えます。

またもう一つ、高齢に入っの住まい方の点に関しては、住宅・土地統計調査はある意味、御覧のとおり、要は住宅以外の建物に入ってしまったみたいなことになると、さすがにそれ以上、追いかけていくというような設計の調査に、正直言ってなっています。ここはこれ以上、要はこういう施設のところまで踏み込むべきなのか、それとも別の調査で把握すべきなのか、以前、消費統計課長をしていたときに、そういうところに入った人の消費の状態を把握するため、1回調査を行いました、どうひっくり返っても把握できませんというような結果がやはり出たりしているものもございまして、そこは極めて難しい問題だと思っております。

そこはまた、もっと大きな区分など、そういうところも踏まえていろいろと検討をしていった中で、私どもの果たせる課題があれば、そこを果たしていくという形にしたいと思っております。いろいろな議論をしていく中で、そういう話も出てくれば、当然御一緒に考えさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○清水臨時委員 ありがとうございました。

○津谷部会長 ありがとうございました。空き家についての情報は、先ほどから申しておりますように、政策ニーズが非常に高いものです。そして、この政策ニーズは、今後ますます高まっていくであろうと予想されます。この調査は非常に規模の大きな調査ですので、様々な政策立案のための基礎資料を提供することのできる貴重な調査です。

ですので、ここで、現住居以外の住宅を所有する普通世帯で、その住居以外の住宅に居住世帯がないものを空き家とみなすという、空き家の定義を周知・徹底することが重要だと思っております。とはいえ、この調査はクロスセクションの調査であり、世帯に回答をお願いすることから、限界もあると思っております。清水臨時委員が指摘されたように、ライフコースは変化しております。中でも、高齢期の死亡が先送りされることによって、高齢期が伸びているという中で、御自分の住宅に居住していた高齢者が、高齢者施設その他に移動することによって、残された住宅が空き家になるということは、増えているに違いないし、今後も増えていくだろうと予想されるわけですが、そのような高齢期のライフコースの変化をこの調査で詳細に追跡することは難しいのではないかと思います。

高齢者施設を始めとする施設に入居している世帯については、国勢調査で把握されておりますが、やはりクロスセクションの調査である国勢調査でもライフコースの変化は捉えられません。とはいえ、難しい課題であるがゆえに、これは調査対象として非常に重要なものでございまして、この住宅・土地統計調査だけに限らず、他の政府統計でも注視していくべき事柄として整理させていただきたいと思っております。そして、今後の課題にこれを反映できるかどうか、統計局や事務局と御相談して、検討させていただきたいと思っております。清水臨時委員、これでよろしいでしょうか。

○清水臨時委員 ありがとうございました。

○津谷部会長 ありがとうございます。空き家については、川口臨時委員からも御意見を頂いており、大変重要な御指摘を頂いたと思います。

では、宇南山臨時委員、お願いいたします。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。宇南山です。1点、空き家については、調査実務のことについて伺いたいのですが、現住居以外の所有する不動産ということで聞くときに、所有というのがどういう意味か。つまりどういうことかということ、法人を持って大家さんをやっている人というのは一定数いる。特に賃貸用の不動産を所有している人は法人化しているケースが多いと思いますが、その場合、文字どおりの不動産業を営んでいなくても、不動産だけを保有して、それを法人化していますという場合に、それは家計の所有する不動産としてカウントしているのでしょうかというのが1点質問で、そこは、だからどうこうというわけではないのですが、物理的な存在をチェックする場合と、所有をチェックする場合とで食い違ふとしたら、そういう要因はあり得るのではないかなというのがあったので、どういう実務になっているか伺いたかったということです。

もう1点、全く関係ないことで、浴室暖房乾燥機についてですが、「浴室暖房乾燥機」の調査項目が加わるということで、これ自体、実際、保有している世帯も多いと思うので、ある程度意味のある調査項目になるだろうと。かつ政策的にも重要だということですが、質問項目として、「高齢者等のため設備等」という分類の下にこの項目がある場合には、高齢者と全く関係なく保有している人というのは、非常にたくさんいると思う。例えば私の家にもあるわけですが、それは高齢者のためとは思っていないので、実際には、その場合には高齢者のための設備として丸を付けるべきなのかどうなのか、私が回答する立場として若干不安があるという点と、逆に、調査の結果を見る側としては、実は持っているのに、「高齢者等のため設備等」という設問の下に回答項目があることにより丸が付かないという可能性があると思うので、そここのところの扱いをどのようにするのかについて、教えていただきたいと思います。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

統計局、いかがでございますか。二つの御質問でございます。

○井岡総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 ありがとうございます。お答えいたします。

まず1点目でございますけれども、所有の関係は、正直なところ、法人で所有しているかそうでないかというようなところは、こちらでは判断していないところがございまして、単純に現住居以外の住宅及び土地の所有につきまして、「あなたの世帯の世帯員（世帯主を含む）が現に所有している住宅及び土地」ということで、共有している場合も含むという言い方をしてございまして、それを持っているというのが、法人で持っているか、持っていないかということまでは聞いていないというのが、一つ目でございます。

続きまして、2点目の浴室暖房乾燥機のところでございます。こちらは、一応「高齢者等のための」ということで「等」の中には高齢者以外の障害者の方など、そのようなところが該当するのですけれども、ここは政策目的からするとヒートショック対応ということ

で、特に高齢者の方に対してということで設けているところではございますけれども、ただ、これは、特に高齢者のために設置をしたものですかというような聞き方ではなくて、あくまでも外観的にといたしますか、そのものが住宅の中にあるかどうかというところで確認をしているところではございまして、特に高齢者に限ったものではないということでございます。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

宇南山臨時委員、いかがでございましょうか。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。法人のところは、実務については了解いたしました。やはり比較的大規模に物件を所有している人というのは法人化しているケースが多くて、それは必ずしも事業所側では捉えられないケースもあるので、少し空き家の把握という意味では隙間に落ちてしまいがちなと思いますので、注意していただければと思います。

浴室暖房乾燥機につきましては、調査の趣旨は理解したのですが、そうすると、先入観で、「16高齢者等のため設備等」という設問を見ただけだと、印をつけないケースというのは十分にあり得ると思いますので、高齢者等のための設備といっても、きちんとよく読んで選んでくださいねというのは、調査の手引きのようなもので確認をしていただいた方がいいのではないかと思います。

ありがとうございます。

○津谷部会長 貴重な御指摘、ありがとうございます。

特に2点目の御指摘について、統計局、いかがでございましょうか。

○井岡総務省統計局統計調査部国勢統計課住宅・土地調査担当課長補佐 第2点目につきまして、宇南山臨時委員の御指摘を踏まえまして、「調査票の記入のしかた」などに記載できるかどうか検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○津谷部会長 宇南山臨時委員、よろしいでしょうか。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。

○津谷部会長 大変有用な御指摘だったと思います。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 ありがとうございます。浴室暖房乾燥機のところは私も気になっていましたので、宇南山臨時委員の御指摘を踏まえていただければと思います。

私が伺いたいのは、資料2の12ページ、資料3だと13ページの収入の区分のところなのですが、これ、まず100万円までがあって、それから100～150万円、150～200万円と50万円単位になって、また200～300万円という形で100万円単位に戻るのですが、途中で50万円単位の階級が二つ挟まるのがすごく気持ちが悪くて、趣旨は分かるのですが、そうしたら、初めから150万円未満と150万円以上などの単位にすればとも思います。でも、そうすると、継続性の問題も発生するから、途中で50万円単位が入るのは致し方ないのかなとも思うのですが、これがベストな変更なのでしょうか。もう少し何か手段はないのでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

○津谷部会長 統計局、お答えをお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部国勢統計課長 国勢統計課長の小松でございます。私どもも当初、要望を受けたときには、少し大丈夫なのかと心配したところではあります。ただし、気持ちよくという言い方も何ですが、きれいにしようとする、さっきおっしゃったように150万をくっつけてしまうという手もありますが、一番下の区分はやはりどうしても重要でございまして、そう簡単に100万を削るわけにもいかないと。きれいにするためには全部を50万区切りにすればいいのですが、さすがにそのようなスペースもないということをお考え合わせたときに、ニーズが明確にあって、かつ、それでも一番左に寄っている、これならば何とかなるかということで、1回、試験調査にかけてみたということでございます。

このことで、こんなに気持ちが悪いものには答えられないというような意見が出てきたり、逆にこの100万を50万区切りにしたところで、妙に数字が低くなる、若しくは100～150万のところ、妙に偏っているなど、そういう結果が出たら、これはまずいということにしようかと思っていたのですが、皆さん意外にしっかりと、御回答いただけたということで、これで大丈夫であろうということで、今回、この変更にしたという経緯がございまして。

実は、同じようなことは私どもも1回検討したところですが、御指摘、本当にありがとうございます。

○佐藤委員 いいえ。共通の認識を持っているということが確認できましたので、それでは致し方ないと思いますので、これで了解いたしました。ありがとうございます。

○津谷部会長 佐藤委員、ありがとうございます。

政策ニーズがあるため、100万円以上200万円未満のカテゴリーを半分に分ける必要があるということだと思います。このカテゴリーを、150万を境に二分してしまうと、どこかに偏りが出る可能性はあるかもしれないと思います。ただ、調査実施者である統計局、そして佐藤委員や私などの研究者の眼から見ると、回答の選択肢全体のバランスをどうしても考えてしまいがちですが、恐らくこの質問に回答される方は、自分の所得について大体把握されており、それに一番合う選択肢を探されるという人が多いのではないのでしょうか。選択肢全体を確認して、そのバランスが悪いなというところまで見ていただける方がいらっしゃれば、ある意味それはそれで大変喜ばしいことですが、そのような回答者はあまりいらっしゃらないのではないかと思います。また、試験調査の結果を見ても、この回答選択肢で恐らく大丈夫ではないかと考えます。ただ、統計局も佐藤委員の御指摘と同じような懸念をお持ちであり、検討されたということですので、これについては、御了解を頂いたとさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

川口臨時委員、お願いいたします。

○川口臨時委員 宇南山臨時委員の御意見の2点目、浴室暖房乾燥機のごことは全く私も同じようなことを思いました。高齢者等の設備というところで、あえて「高齢者等のための」のような限定を付けずに、家にある施設というのをそのまま「設備等」というので聞くというような方法もあり得るのではないかともし思いました。御検討いただければありがたいという趣旨の発言です。ありがとうございます。

○津谷部会長 統計局、お願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部国勢統計課長 本件に関しては、先ほど担当課長補佐から説明しましたとおり、必ずしも高齢者向けでない施設であっても従前から入っているものというのは、一応あることはあるわけです。「段差のない」や「手すりがある」というような話は、普通に健康な人でも使うことがあるということになっていますので、浴室暖房乾燥機はもっと一般的なものではありませんが、ある意味、ほかのものも一般的なものであるということで、ここは従前から注意をしつつ、そういう変な誤解を招かないように、要は高齢者だけが使うものという誤解を招かないように注意をしながら調査をしてきたところという話が、まず1点ございます。

「16高齢者等のための設備等」の表題自体を変えることについては、これを外してしまうと、これは一体何の塊なのかということが極めて分かりにくい、単なる設備であれば、多分もっといろいろなところに聞けば、いろいろと調べるところはたくさんあるかと思いますが、あくまで高齢者等のための設備として一応まとまった項目として取っていることもあって、ある意味、まとまりとして分かりやすいような表題をつけているというところもございますので、その辺を考慮してこうなってきたということを考えていただくと、非常にありがたいというところではございます。

もちろん御指摘を踏まえ、先ほど回答しましたとおり、調査員や実際の対象者への注意については、できる限り入れていくようにさせていただきたいと思っております。

○萩野総務省統計委員会担当室長 1点、よろしいでしょうか。

○津谷部会長 どうぞ、萩野室長、お願いいたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 例えば「特定の目的のための設備」という題にしてはどうでしょうか。

○小松総務省統計局統計調査部国勢統計課長 そうすると、結局、浴室暖房乾燥機も、特定の目的かと言われると、微妙な感じのところはやはり出てきますので、なかなかそこも難しいかもしれません。この場でのイメージでございまして、申し訳ございません。

○津谷部会長 どうぞ、内山審査官、お願いいたします。「高齢者等のための設備等」についてですね。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 はい。そうです。今回、この項目において、浴室暖房乾燥機が選択肢に加わったということなのですが、項目名で示されている「高齢者等」というのは、設置目的を具体的にイメージしていただくための例示であって、身障者の方がおられる場合や、そのような方がおられない場合も含め、設備などの設置状況を広く聞くための項目だと私は認識をしております。

一方で、単に「設備等の設置状況」としてしまうと、あまりにも漠然とした項目名になるということで、一番代表的な例として「高齢者等」が従前から書かれているのだろうと思います。

今、萩野室長から御提案があった「特別な目的」と言ってしまうと、逆に誤解を招くのでしょうか、調査票の記入の手引で「特別」とは何かといったことなどを、より詳しく説明しないといけないというような対応が出てくると思いますし、本来の項目の設定

目的からずれるようにも思います。

そのようなことを勘案した結果として、現状の「高齢者等のための設備等」という設問の名称があるのかなと思っております。ですので、もし何か具体的な代替策というのが、今までの統計局さんの検討の経緯の中であったのであれば、それを紹介していただければと思うのですが、それがなければ、やはりこれが今までの経緯を踏まえ、よりよい選択としてあったのかなと、私は認識をしているところですが、実態としてどんな感じでしょうか。そんな認識でよろしいでしょうか。

○小松総務省統計局統計調査部国勢統計課長 全くおっしゃったとおりということで、これ以外によい表記方法というのは、私たちの中でも出てきていないところでございます。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 そうであれば、今、対応できる手当としては記入の手引であろうかと思えます。調査票の「高齢者等のための設備等」の設問の場所に、直接、こういう場合も書いてくださいと書けばいいのでしょうかけれども、そういうスペースもなかなかなさそうだとということで、記入の手引で何らかの対応をなさるといのが現実的ではないかというイメージを持っておりますが、そんな理解でよろしいでしょうか。

○小松総務省統計局統計調査部国勢統計課長 結構でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。これについては、「住生活基本計画（全国計画）」の中に、高齢者の家庭内におけるヒートショック等の事故の未然防止という政策的なニーズがあるということから、具体的にここでは、「16 高齢者等のための設備等」と明記されたということです。ただ、この浴室暖房乾燥機の追加について、高齢者のためではないが住戸に浴室暖房乾燥機がある場合、どう回答すればよいのか迷うのではないかという御意見が複数の構成員から出ておりますので、これについての説明を回答の手引きに明記していただき、また、調査員の方々にも、このような疑問が回答者から出された場合にどうするのかについてきちんと説明・周知していただきたいと思えます。この質問の趣旨を明文化し、調査実施者からのメッセージを徹底することが必要ではないかと思えます。

宇南山臨時委員、どうぞ、お願いいたします。

○宇南山臨時委員 私、高齢者というのがやはり少し引かかるので、一つのアイデアとして、先ほど説明がありました障害者等も含まれるという意味では、バリアフリーという言葉などいかがかなと思えました。御検討いただければと思います。

以上です。

○津谷部会長 宇南山臨時委員、ありがとうございます。この設問の「高齢者等のための設備等」の定義の仕方や設問のネーミング等について、複数の御意見を頂きましたので、これについて改めて統計局に御検討いただくということで、これを宿題とさせていただきます。そして、次回の部会審議の際に、これに対する統計局の御回答、お考えをお聞きするというところでよろしいでしょうか。

構成員の皆様、それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

設問項目名「16 高齢者等のための設備」について、複数の御意見を頂きました。今回、浴室暖房乾燥機が回答の選択肢に追加されたことを契機に、この設問をどのように表現す

れば設問の意図を的確に反映するような回答を得られるのか、どのようにその意図を説明すべきかについて、メッセージの統一を含めて、統計局で改めて御検討いただき、次回の部会で御回答を頂くこととしたいと思います。また、空き家については、御異論というよりも、こういうことに留意して調査を実施してほしいという御要望を頂きました。したがって、宿題とさせていただく「高齢者等のための設備等」の設問の再整理を除いて、そのほかの変更内容については御了承いただいたと整理をさせていただきます。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

終了予定時間を超過しておりますので、今回の部会は、ここまでとさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

本日審議した事項につきましては、宿題として次回の部会で再整理の結果の御説明をお願いした事項が一つございますが、それ以外の事項については、審議を終えたとして整理させていただきたいと思っております。本日の部会の審議内容の取りまとめにつきましては、それぞれの事項の審議の際に一応まとめておりますので、繰り返しいたしません。

次回の部会では、今回宿題となった事項への回答を頂き、それについての更なる審議に加えて、残る変更事項についての審議を行いたいと思っております。併せて、本日審議を終えた部分についての答申案の方向性についてもお示しし、構成員の皆様の御意見を頂きたいと考えております。

なお、本日の部会の審議内容に関して、追加の御質問や御意見、そしてお気付きの点などございましたら、時間が短くて大変恐縮でございますが、12月8日の木曜日の正午までに、事務局まで電子メール等により御連絡をお願いいたします。

なお、本日の審議結果につきましては、今月21日水曜日に開催が予定されております統計委員会において、私から報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、事務局から御連絡をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 内山でございます。本日も御審議ありがとうございました。

次回の部会は、年末の近づくタイミングで誠に恐縮ではございますが、12月23日の金曜日、午前10時からということで、今回同様、ウェブで開催を予定しております。また、先ほど部会長からお話がありましたけれども、追加で御質問、あるいはお気付きの点がございましたら、今週木曜日の正午ということで、ショートではございますけれども、メールにて事務局へ御連絡いただければと思います。

また、本日の配布資料は次回以降も審議資料として使いますので、保管していただきますようよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○津谷部会長 では、以上をもちまして、本日の部会は終了とさせていただきます。

大変活発で有用な御意見、御質問をたくさん頂き、本当にありがとうございました。次回の部会は12月23日金曜日の午前を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。